

法人

分析申請に必要な書類（当社に初めて申請）

「提出部数」欄の「初回のみ」に「3期分」となっている書類は、当分析センターに始めて申請される場合、審査基準日直前3期分（審査基準日、審査基準日前期、審査基準日前々期）の提出をお願いします。

書 類 名	提出部数	作成 システム	ご 注 意
	初回のみ		
①経営状況分析申請書(様式第 25 の 11)	1	○	当社所定の用紙をご使用ください。
②財務諸表（建設業法施行規則別記様式） ・貸借対照表(様式第 15 号) ・損益計算書(様式第 16 号) 完成工事原価報告書 ・株主資本等変動計算書(様式第 17 号) ・注記表(様式第 17 号の 2)	3期分	○	・財務諸表は、必ず消費税抜きで作成してください。 ・金額は、千円単位の表示で、千円未満は、切捨て、切上げ、四捨五入のいずれかの方法としてください。
③税務申告書別表 16(1)及び 16(2) 16 (4)、16 (7)、16 (8) <u>該当のもの</u>	1期分		「当期減価償却実施額」を確認するために必要となるものです。
④兼業事業売上原価報告書	3期分	○	損益計算書に「兼業事業売上原価」が計上されている場合のみ提出してください。
⑤有価証券報告書の連結財務諸表	3期分		証券取引法の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社で、連結財務諸表の作成が義務付けられている会社のみ提出してください。
⑥建設業許可通知書の写し、又は、 建設業許可証明書の写し	1		
⑦郵便振替払込受付証明書	1		「経営状況分析申請書」の裏面の右下に貼付してください。
⑧委任状の写し	1		・代理人申請の場合のみ提出してください。 ・経営状況分析申請書には、代理人の記名・捺印をお願いします。
⑨換算財務諸表	1	○	決算月変更等で、基準決算期の月数が12ヶ月に満たない場合に提出してください。
⑩経営状況分析の申請補足表	1	○	前期・前々期の減価償却実施額、受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高の確認。

* 必ず提出していただく書類は①②③⑥⑦⑩です。また、上記以外に追加で書類をお願いすることがございます。

* 申請様式等は「申請書類作成システム」をご利用ください。その他の資料は「資料請求」よりお申込みください。